

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

塩谷町長 見形 和久

市町村名 (市町村コード)	塩谷町 (09384)
地域名 (地域内農業集落名)	玉生地区4 (熊ノ草・東古屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業者の減少しており、小規模農家しかなく、耕作放棄地も増えている。
・獣害を受ける圃場やヤマビルが多い。
・水利や農道が狭く耕作条件が悪く、大規模農家が参入できない。
・地域の人口も減ってきており、地域での協力がむずかしい。
【地域の基礎的データ】
農業者:12人、中心経営体:0経営体、担い手集積率:8.5%(うち地区内経営体率:0.0%)

(2) 地域における農業の将来の在り方

・露地野菜(さつまいも、高原野菜)や果樹を中心に生産していく。
・環境に配慮(有機農業、循環型農業)した取組みをおこない、持続可能な農業をめざす。
・自然を生かした農業の魅力を発信し、都市農村交流の拠点として新たな地域の活性化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全ての農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地等は今後検討とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・区画が小規模であり、農地の集積には向いていない。
(2)農地中間管理機構の活用方針
(3)基盤整備事業への取組方針
・水利の確保や農道の整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・空いている農地が多いので、地域外から農業法人を誘致していく。 ・有機農業の団地化の促進や、環境保全型農業のモデルを検討していく。 ・半農半Xや体験型農業、農家民泊など多様な形での農業交流人口を増やしていく。 ・地域内外の若手農業者との交流を通じて、新たな販路拡大などに繋げていく。 ・レジャーや教育と農業を組み合わせた取り組みを進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業用機械のレンタルなどの支援や共同利用に取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、シカによる被害が頻発しており、防止柵を設置するとともに管理体制を構築していく。
 ②有機農業を新たに始める農業者が希望する際は、各地区において管理協定の締結を進める。
 ②自然風景や景観を崩さない農業を次世代に繋げていく。
 ⑦耕作者だけでなく、土地の所有者も一体となって農地の保安全管理に取り組んでいく。
 ⑦多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金を活用し、地域での圃場管理を行っていく。